

設計図書等の作成要領

〔各設計図書には、必ず作成者を記名すること。
変更の場合は、変更に係る事項の設計図書を添付すること。〕

図面の種類	特定盛土等 宅地造成	堆積 土石の	縮尺	明示すべき事項	備考
1 位置図 (省令 7-1-1)	○	○	1/10000 以上	方位・道路及び目標となる地物	
2 地形図(現況図) (省令 7-1-1)	○	○	1/2500 以上	方位及び土地の境界線 (申請区域線)朱線で囲むこと	・等高線は 2m 以上の標 高差 ・仮 B.M の位置と高さ
3 土地の平面図 (省令 7-1-1)	○		1/2500 以上	方位及び土地の境界線(申請区域線)朱 線で囲むこと。盛土又は切土する土地 の部分。(切土黄、盛土赤着色)崖、擁 壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び 地滑り抑制ぐい又はグラウンドアンカーそ の他の土留の位置及び高さ(着色要)	断面図を作成した箇所に 断面図と照合できるよ うに記号を付すること。植 栽、芝張り等の措置を行う 必要がない場合は、その 旨を記すること。擁壁、崖 面崩壊防止施設及び排水 施設については、申請書 と照合できるように番号 を付すること。
		○	1/500 以上	方位及び土地の境界線(申請区域線)朱 線で囲むこと。勾配が 10 分の 1 を超え る土地における堆積した土石の崩壊を 防止するための措置を講ずる位置及び 当該措置の内容、空地の位置、柵その 他これに類するものを設置する位置、 雨水その他の地表水を有効に排除する 措置を講ずる位置及び当該措置の内 容、堆積した土石の崩壊に伴う土石の 流出を防止する措置を講ずる位置及び 当該措置の内容	断面図を作成した箇所に 断面図と照合できるよ うに記号を付すること。空 地、雨水その他の地表水 による堆積した土石の崩 壊を防止するための措置 及び堆積した土砂の流出 を防止する措置につい ては、申請書と照合でき るように番号を付するこ と。
5 土地の断面図 (省令 7-1-1)	○		1/2500 以上	盛土又は切土する前後の地盤面	高低差の著しい箇所につ て作成すること。
		○	1/500 以上	申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及 び土石の堆積を行う土地の最大勾配が 照合できるように断面図を作成するこ と。	
6	○		1/500 以上	排水施設の位置、種類、材料、形状、内 法(のり)寸法、勾配及び流水方向並び	

排水施設の平面図 (省令7-1-1)				に吐口の位置及び放流先の名称、排水区域の区域界	
7 排水施設構造図	○	○	1/50 以上	・構造詳細図 ・流末取付管図	
8 水理(流量)計算書				・下水道計画又は水路の断面計算を必要とする場合。 ・暗渠排水、貯留・浸透施設等	下水道部排水設備課との協議図書を添付すること。
9 崖の断面図 (省令7-1-1)	○		1/50 以上	崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
10 擁壁の断面図 (省令7-1-1)	○	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置等として設置する場合は○	1/50 以上	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	
11 擁壁背面図 (展開図) (省令7-1-1)	○		1/50 以上	擁壁の高さ、根入深さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法 擁壁の折れ点(コーナー補強構造図要)、伸縮目地の位置	水抜き穴は、壁面の面積3㎡以内ごとに1箇所設置すること。
12 崖面崩壊防止施設の断面図	○		1/50 以上	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	
13 崖面崩壊防止施設の背面図	○		1/50 以上	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	
14 現況地番図	○	○		所有権者名を記入すること。	
15 防災計画平面図	○		1/500 以上	・防災工事計画の詳細 ・必要に応じて	1ha 以上の場合は必須

16 防災施設構造図	○		1/50 以上		
17 求積図 (細則6-1-1)	○	○	1/500 以上	土工面積の求積 申請地面積の求積	切土、盛土を分けて求積